

○経済産業省告示第九十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第七条の規定に基づき、外国為替令第七条の経済産業大臣が指定する取引又は行為（平成十二年通商産業省告示第七百七十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月五日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一・二 「略」  三 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業	一・二 「略」  「新設」

省告示第九十三号) 第五号に規定する  
特定資本取引

四 外国為替令第十八条第三項の経済産業  
大臣が指定する役務取引等 (平成二十二  
年経済産業省告示第九十三号) 第二号の  
六及び第四号に規定する役務取引等

「新設」

備考 表中の「」は注記である。

## 附 則

この告示は、令和四年十二月五日から施行する。